

下野市行政改革推進委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

告示第 138 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した、地方分権の時代にふさわしい、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、下野市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政改革大綱についての意見、提言等に関する事。
- (2) 行政改革大綱の進捗状況についての意見、提言等に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。